

## 海外情報

### シンガポールの税務行政と最近の取組

国税庁国際業務課（長期出張者）

小池裕貴

#### ◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、シンガポールに派遣されている職員が、同国の税務行政の概要、ICT等を活用した効率的な事務運営及びその他シンガポール税務当局における最近の取組をまとめたものである。

なお、本稿の内容は、2021年（令和3年）3月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（令和3年5月27日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次	
I はじめに .....	173
II 税務行政の概要 .....	173
1 税務行政の執行 .....	173
2 IRAS の組織機構 .....	173
3 税の申告・賦課に関する特徴 .....	175
III ICT を活用した税務行政 .....	176
1 行政のデジタル化に向けた構想 .....	176
2 納税者サービス .....	177
3 最新技術の活用 .....	180
III コンプライアンス向上のための諸施策 .....	181
(1) 税務調査 .....	181
(2) 調査重点項目 .....	182
(3) 自主開示制度 (Voluntary Disclosure Programme) .....	182
(4) 事前照会制度 (Advance Ruling) .....	183
(5) GST 申告の自己査定制度 .....	183
(6) 外国人労働者納税清算制度及び渡航規制 .....	184
IV 國際課税 .....	185
(1) 租税条約に基づく情報交換 .....	185
(2) 移転価格税制 .....	186
(3) 国境を越えたサービス等の供給に係る GST 課税 .....	186
V おわりに .....	187

## I はじめに

シンガポール共和国は、国土面積約 720 平方キロメートルの東京 23 区と同程度の広さの都市国家であり、中華系、マレー系、インド系など多様な民族が共存している。公用語は、英語、中国語、マレー語、タミール語の 4 種類であり、行政の場や教育の場では英語が使用されているが、シンガポール政府は 1966 年にバイリンガル policy を導入し、国際化に向けて英語を第一言語とすることを推奨する一方で、文化的な側面から、母国語の教育にも力を入れており、若い世代では英語を含む 2 か国語を話すことが標準となっている。なお、総人口約 570 万人のうち、シンガポール人及び永住権取得者は、約 400 万人、残りの約 170 万人（総人口の約 30%）は外国人居住者となっており、経済活動やその他あらゆる分野で外国人の存在感は非常に大きくなっている。また、シンガポールは古くからデジタルテクノロジーの導入を積極的に進めており、民間のみならず、行政手続きの電子化が非常に進んでいる。

本稿は、シンガポールの税務行政の概要、ICT 等を活用した効率的な事務運営及びその他シンガポール税務当局における最近の取組をまとめたものである。

なお、本稿で使用されているデータ等は、執筆時（2021 年 3 月）のものであり、文中における意見・コメント等は個人的な見解である。また、邦貨換算額の為替レートは、1 シンガポールドル（以下「星ドル」という。）= 80 円で計算している。

## II 税務行政の概要

### 1 税務行政の執行

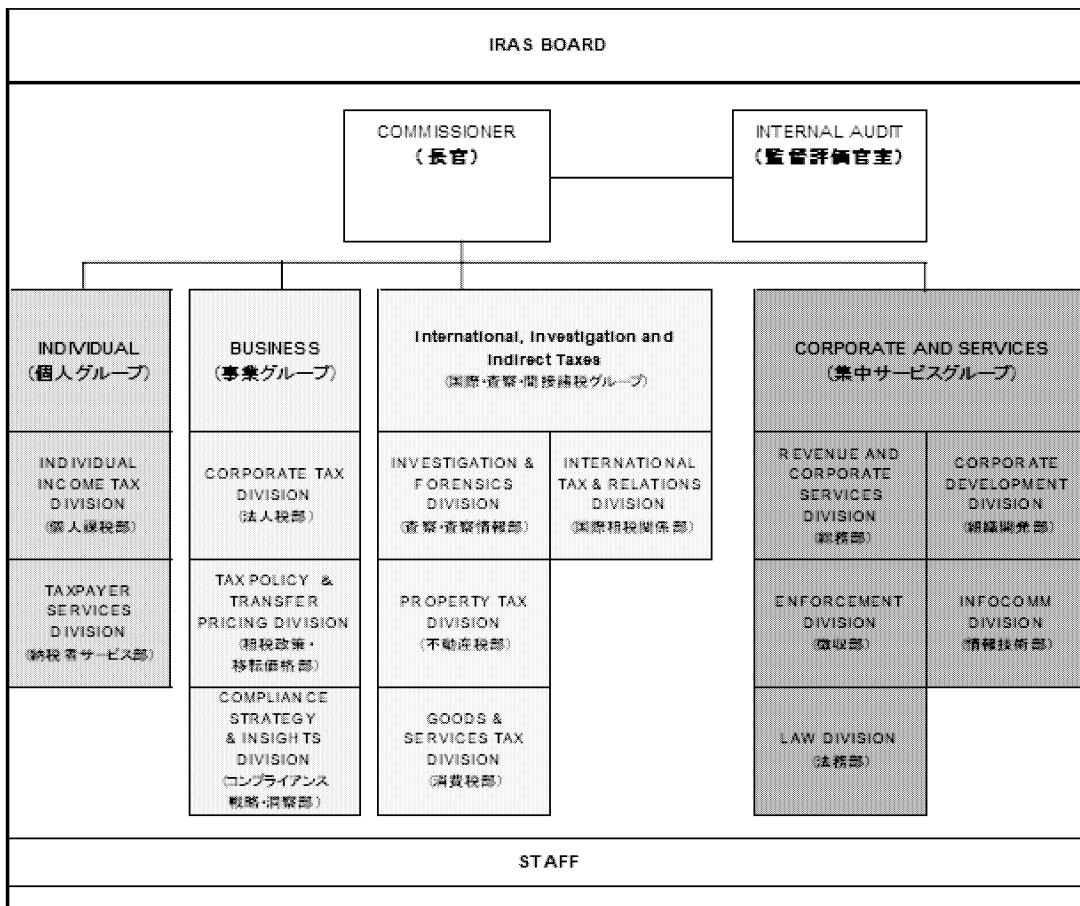
シンガポールにおける税務行政の執行は、

内国歳入庁（Inland Revenue Authority of Singapore、以下「IRAS」という。）が行っている。IRAS は、関税を除く税の賦課、徵収を担当する行政機関である。1948 年の英国統治時代に所得税局（the Singapore Income Tax Department）として発足し、1992 年に財務省の外庁として名称を現在の IRAS に変更し、1994 年以降は財務省とエージェンシー契約を結び、税収に応じた手数料を受領するとともに、他官庁とも類似の契約を結び、手数料を得て徵収代行を行っている。

なお、シンガポールは都市国家であることから、我が国の国税局又は税務署に相当する機関は存在せず、また、地方政府及び地方税も存在しない。

### 2 IRAS の組織機構

IRAS は、本庁のみの組織である。長官など、幹部の任用については、財務大臣及び議長の選任した役員数名からなる理事会（Board）が Public Service Commission（日本的人事院に相当）と協議の上、決定している。長官は、IRAS の機構及び租税政策に関し、適切な管理・監督をする責任を負っている。IRAS には、長官も所属する理事会の下に、個人グループ、事業グループ、国際・査察・間接諸税グループ及び集中サービスグループの 4 つの業務部門があり、各業務部門は担当する業務ごとに編成された課に分かれて運営されている。IRAS の組織図<sup>(1)</sup>及び各部署における所掌事務は次のとおりである。



### (1) 個人グループ

個人グループは、主に個人納税者に対するサービスの提供に係る事務を所掌しており、個人課税部と納税者サービス部の2つの部で構成されている。

個人課税部は、個人所得税事務を所掌し、自営業、被雇用者、非居住者等の個人納税者に係る賦課決定、納付、一般調査、法令順守の促進に関する業務を担当している。また、個人の源泉徴収義務者に対する源泉所得税事務も所掌している。

納税者サービス部は、税務相談や総合的な納税者との関係調整、電子サービスの基盤整備等を所掌している。

### (2) 事業グループ

事業グループは、主に法人納税者に対するサービスの提供に係る事務を所掌しており、

法人税部、租税政策・移転価格部、コンプライアンス戦略・洞察部の3つの部で構成されている。

法人税部は、法人、財団、団体に対する法人税事務に加え、宝くじの当選金への賦課金、カジノ税等の事務を所掌し、これらの税目に関する納税者サービス、賦課決定、納付、調査事務、法人の源泉徴収事務、その他法令の遵守の促進に関する業務を担当している。

租税政策・移転価格部は、租税政策の立案や税制改正に際し、財務省に対し助言を行っている他、移転価格税制に係る相互協議等の国際税務の問題も取り扱っている。

コンプライアンス戦略・リスク管理部は、IRASにおける、総合的な法令遵守促進に係る各種プログラム、戦略、政策の構築等を行っている。

### (3) 国際・査察・間接諸税グループ

国際・査察・間接諸税グループは、国際租税関係部、査察・査察情報部、不動産税部、消費税部の4つの部で構成されている。

国際租税関係部は、租税条約の新規締結や改正に係る交渉を担当する他、OECDの主催する税に関する会議等への参加、開発途上国への税に関する技術支援等の国際協力や外国税務当局との各種折衝事務を行っている。また、租税条約に基づく情報交換事務も所掌し、条約締結相手国から情報提供要請があつた場合等の情報収集事務等を行っている。

査察・査察情報部は、重大な脱税事案について強制調査を実施している。

消費税部は、消費税に関する納税者サービス、賦課決定、一般調査、法令順守の促進に関する業務を所掌している。なお、シンガポールにおける消費税とは、物品サービス税(Goods and Services tax、以下「GST」という。)<sup>(2)</sup>のことである。

不動産税部は、固定資産税及び印紙税事務を所掌し、これらの税に関する納税者サービス、賦課決定、法令順守の促進に関する業務を担当する他、不動産評価額(対象不動産を賃貸した場合における年間賃貸料相当額)の査定等を行っている。

### (4) 集中サービスグループ

集中サービスグループは、総務部、徴収部、法務部、組織開発部、情報技術部の5つの部で構成されている。

総務部は、税の収入、還付事務等に関して、税目横断的に納税者情報の管理運営事務を行っており、また、総務、人事、会計業務等を所掌している。

徴収部は、自主的な申告・納付を促し、無申告者及び滞納者に対する処分を行っている。

法務部は、税法の適用に関し、法律上の見解を表明するとともに、法令、通達等の起案を行っている。また、税務訴訟においてはIRASの代表として裁判所に出廷している。

組織開発部は、IRASの組織としての成長のための戦略プランの構築、職員のスキルアップのための研修等の事務を所掌している。

情報技術部は、情報技術システムの安全性を確保し、最新技術を導入し、事務処理や納税者サービス等に取り入れるサポートを行っている。

なお、上記4グループとは別に長官直属の監督評価官室が存在し、納税者サービス等の業務の実績評価を行っている。

### (5) 職員数

2020年3月末時点でのIRASの職員数は、1,935名である。IRASの職員数は、近年大幅な増減はないものの、シンガポールにおいては、外資企業の進出等を要因として、個人・法人とともに近年一貫して納税者数(申告件数)が増加している。そのため、職員一人当たりの申告件数も一貫して増加傾向にあることから、IRASは、ICTを積極的に税務行政に取り入れることにより、効率的で持続可能な事務運営を目指している。なお、2020会計年度における納税者からIRASに対する問合せ約140万件のうち、52%が電話、36%がメール、8%がライブチャットとなっており、IRASを来訪する者は最も少ない全体の4%となっており、事務のデジタル化及び効率化が進んでいる<sup>(3)</sup>。

## 3 税の申告・賦課に関する特徴

法人税と所得税は、ともに所得税法(Income Tax Act)に規定されており、この中には日本における法人税法、所得税法に加え、国税通則法、国税徴収法の規定が含まれている。シンガポールでは、日本における自主申告とは異なり、納税者が提出した申告書及び添付書類等に基づき、IRASが査定を行い、後日賦課決定するという賦課課税方式が採用されている。税額はIRASの賦課決定通知により確定するため、申告時に納税は行わず、後日賦課決定の通知を受領してから30

日以内に行うこととなる。なお、手続上は賦課課税制度といつても、賦課決定に必要となる申告書や関連資料を納税者が提出しなければならないことから、自主申告と大きな相違はないと言える。

また、申告にあたっては会計事業年度とは別に賦課年度 (YA : Year of Assessment) という概念が存在する。YA は原則として毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日である。具体的には、2021 賦課年度は 2020 年 1 月 1 日から 12 月 31 日をいい、2021 賦課年度分の申告は、個人の場合であれば、2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの申告を指し、法人の場合

であれば 2020 年 1 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に終了する事業年度分の申告を指す。

法人税の申告については、原則として、確定申告とは別に見込申告 (Estimated Chargeable Income : ECI) を事業年度終了後、3か月以内に行う必要がある。なお、ECI を提出すると、IRAS から賦課決定通知書が発行され、発行日から 1 か月以内に納付を行い、その後、確定申告をして、ECI との差額を納付又は還付することで、完結する仕組みとなっている。

	個人	法人	GST
計算期間	暦年	事業年度	決算期に応じた3か月単位
申告期限	翌年3月1日～4月15日 (電子申告の場合は4月18日) 例えば、2019年に稼得した所得の賦課年度とは2020賦課年度となり、翌年3月1日～4月15日に申告する。	ECI:会計年度終了から3か月以内 確定申告:翌年11月30日 (電子申告の場合は12月15日) 例えば、2019年3月決算の法人の場合、賦課年度は2020賦課年度(2019年1月から12月までに終了する事業年度を対象)となり、申告期限は2020年11月30日となる。	申告対象となる各四半期終了後1か月以内
納付期限	賦課決定通知書日付から1か月以内	各期間末から1か月以内	
源泉徴収	非居住者（外国法人含む）に対する一定の支払いを除き、源泉徴収は行われない。		-

(注)現在は新型コロナウイルスの影響を考慮した申告期限の延長措置あり。

また、キャピタルゲイン（ロス）については、損益取引か資本取引かにより判断され、資本取引から生じた所得（損失）は益金（損金）不算入となる。損益取引又は資本取引のいずれかに該当するかは、原則として資産の種類、資産の保有期間、取引の継続性・頻度、資産の取得・売却の動機等の状況を勘案して、事実関係に基づき判断されることとなる。

なお、GST の税率は 7% の単一税率で、軽減税率は導入されていない。また、2021 年から 2025 年の間に 7% から 9% への税率の引き上げが予定されている。

### III ICT を活用した税務行政

#### 1 行政のデジタル化に向けた構想

シンガポールは国土が狭く、人口や資源等が限られる中で、いかにして生産性を高めていくかという課題に対応するため、1980 年代から取り組まれている国家 IT 計画から始まり、古くから、経済や生活などあらゆる側面において、デジタルテクノロジーの導入を積極的に行ってきました。

シンガポール政府は、経済的側面では、ICT を戦略的な促進剤として捉え、行政手続きを合理化・簡素化し、迅速により良い情報を提供することによって、より良い事業環境を作り、企業等の成長を促進し、国民の生活を向

上できると考えてきた。

社会的側面では、シンガポール政府は、政府と国民が相互に交流するための手段として、「e-Government（電子政府）」を利用することに焦点を置き、全ての国民がオンラインで行政サービスを利用できるように、IT リテラシーの向上のための施策に取り組んできた。

2014 年には政府は、「スマートネーション（スマートな国家）構想<sup>(4)</sup>」を発表した。スマートネーションとは、ICT を活用して、国全体をスマートシティ化して、国民に「より良い暮らし、より多くの機会、より強固なコミュニティ」を提供しようとするもので、当該構想のもと、国民デジタル認証（National Digital Identity）システムの導入、電子決済のさらなる普及・拡大、デジタルガバメントの共通基盤の構築等の取組が進められている。

その後、2018 年 6 月に政府は、「デジタル・ガバメント・ブループリント<sup>(5)</sup>」を発表し、政府が提供するサービスの更なるデジタル化について、詳細に方向性を示した。当該構想においては、国民や民間企業に関する施策だけではなく、2023 年までに全ての省庁で、行政サービスや政策決定を目的とした AI プロジェクトを実施する、2 万人の公務員がデータ分析及びデータサイエンススキルを習得する等の行政機関向けの目標が掲げられている。

こうした政府全体の取組の中で、IRAS も ICT を様々な分野で活用し、効率的な事務運営を実施しており、以下ではそのうちの主な取組を紹介する。

## 2 納税者サービス

### (1) my Tax Portal

#### イ 概要

「my Tax Portal」とは、2005 年に導入された納税者がオンラインで申告納税手続等を行う際の一元窓口となる IRAS のポータルサイトである。「my Tax Portal」内には納税者

ごとの専用ページが設けられており、この「my Tax Portal」にログインすることにより、納税者は電子申告、電子納税等をセキュリティに守られた環境で行うことができる。「my Tax Portal」は、導入以降、利用可能な手続きや機能が、順次追加されてきており、現在は、電子申告、電子納税、各種申請・届出に加え、異議申立てや IRAS との電子メールの送受信（my Tax Mail）も行うことができる。

#### □ 認証方法

「my Tax Portal」を利用する際には、個人は「SingPass」、法人は「CorpPass」を利用してログインする必要がある。

「SingPass」とは、「Singapore Personal Access」の略語であり、オンラインサービス利用時に使用する政府が発行した全行政機関共通の個人認証用の ID となっており、シンガポールにおけるマイナンバーという位置づけになっている。「my Tax Portal」を含む行政機関のオンラインサービスを利用する際には、各納税者（シンガポール国民及びシンガポール居住の外国人等）が「SingPass」の ID

（国民登録番号又は外国人登録番号）と個人認証用のパスワード（任意の英数字）を入力して「SingPass」にログインしたうえで、SMS 等で送られてくるワンタイムパスワードを入力する二要素認証の形が採用されており、セキュリティに配慮された形となっている。なお、シンガポールにおいては、個人が行政に対して行う申請等について、「SingPass」の利用が広く呼びかけられており、社会保障関係の手続きや公営住宅の入居の申請等にも利用されているなど、社会インフラとして定着している。

「CorpPass」は、「Singapore Corporate Access」の略であり、上述した「SingPass」の法人版である。シンガポール国内で登記している全法人に対して割り当てられており、法人税の納税申告には 2018 年 9 月から利用

されている。「CorpPass」の利用に当たっても二要素認証が必要となっているが、「SingPass」との違いは、国民登録番号等の代わりに、会計企業規制庁（ACRA）が発行する法人登録番号（UEN）の入力が必要となる点である。なお、「CorpPass」についても、許認可の申請や外国人従業員のビザの取得申請の際に利用されているなど、社会インフラとして広く定着している。

#### ハ my Tax Mail

「my Tax Mail」は、納税者と IRAS がセキュリティに守られた環境で機密性の高い情報を電子メールによってやり取りするために「my Tax Portal」内に設けられているメールシステムである。個人納税者及び利用権限を付与された法人の従業員及び税務代理人による利用が可能となっている。なお、「my Tax Mail」上でやり取りしたメールを外部のメールアドレスへ転送することはできない。税務調査時には、IRAS と納税者間のやり取りが「my Tax Mail」を通じて行われることもある。また、「my Tax Mail」を通じて納税者から IRAS に対して質問等があった場合には、IRAS は一般的な質問には 5 営業日以内、個別具体的な質問には 14 営業日以内に回答するとしている。

#### ニ Tax Agent e-Services

「Tax Agent e-Services」は、税務代理人が顧客である法人の法人税等に関する情報を一元的に確認できる税務代理人専用の機能である。当該機能を通じて、税務代理人は顧問先の法人から「my Tax Portal」の利用権限を付与された、全ての顧問先の申告状況等を一元的に管理することが可能となっている。

#### (2) 電子申告

##### イ 概要

シンガポールでは、1998 年に第三者を介さず IRAS へ直接申告書を送信することのできる電子申告システムを世界で最初に導入して以降、個人所得税に係る電子申告利用率は順

調に伸び、2012 年以降は 97%以上の高水準を維持している。

法人所得税については、2001 年から ECI（見込申告）の電子申告が開始された。法人所得税の確定申告については、2012 年から年間売上 100 万星ドル（約 8,000 万円）以下の法人を対象として電子申告を開始し、2015 年からは全法人が電子申告を行うことが可能になった。

##### ロ 記入済申告書（Auto-Inclusion Scheme : AIS）及び申告不要制度（No-Filing Service : NFS）

シンガポールには日本における年末調整のような制度がないため、給与所得のみの個人納税者も原則、各自で確定申告を行う必要がある。個人が確定申告を行う場合、給与や年金、寄付金など各種情報を申告書類に記入することになるが、その記入内容については誤りが多かったことから、AIS が導入されたこととなった。AIS は、1998 年に電子申告と併せて導入された、官民から収集した情報が申告書にあらかじめ記入される制度である。現在は、雇用者から給与支払情報、中央積立基金庁（日本における日本年金機構に相当）から年金保険料情報、公益団体から寄付金情報、Central Depository 社（日本の証券保管振替機構に相当）から配当情報などを収集し、あらかじめ申告書に反映している。雇用者に対する給与支払情報の IRAS への提出義務は、導入当初は大規模法人のみを対象としていたが、2021 賦課年度からは、従業員数 6 名以上の比較的小規模な事業者も制度の対象とされている<sup>(6)</sup>。

一方 NFS とは、雇用者が AIS の対象となっている場合において、従業員は給与以外の申告所得や追加の控除項目がなければ、申告書の提出が不要となる制度であり、NFS 制度を利用できる対象者には、IRAS から事前に SMS 又は文書による通知が行われる<sup>(7)</sup>。NFS 制度により、申告制度全体が簡素化され、

NFS の対象者が増えるに従って、IRAS に寄せられる申告に関する問合せも減少傾向にあり、納税者・IRAS の双方にとってメリットのある制度になっていると言える。

#### ハ 添付書類の提出が不要となる中小企業向け簡易申告書（Form C-S）の導入<sup>(8)</sup>

2012 年に、全法人の約 70% に当たる年間売上 100 万星ドル（約 8,000 万円）以下の小規模法人が法人所得税の電子申告の対象となった際、併せて申告作業の負担軽減のために小規模法人向けの簡易な申告書 Form C-S が導入された。通常の Form C に比べて、Form C-S は記入事項が半分以下になっており、大幅に簡素化されていることに加え、財務諸表等の添付書類の提出が不要とされている。現在、Form C-S を利用して申告をするためには、年間売上 500 万星ドル（約 4 億円）以下であること、一般税率（17%）対象所得のみを有すること、外国税額控除等を適用していないことなどの要件が規定されている。

### ニ 電子申告義務化

電子申告の義務化については、まず 2007 年に GST の電子申告義務化が開始された。最初に GST のみを義務化したのは、GST 課税事業者が年間売上 100 万星ドル（約 8,000 万円）超と一定の事業規模を有していることから、電子申告を行うことが比較的容易だと考えられたためである。その後、法人税の申告についても大規模法人から順次、電子申告の義務化の対象となり、2020 賦課年度以降は、全法人を対象に電子申告が義務化されている。

#### ホ スマートフォンを利用した申告

シンガポールではおよそ 10 人に 9 人がスマートフォンを利用している状況である。こうした状況に対応するため、IRAS は 2016 年にスマートフォンを通じて個人所得税の確定申告を行えるシステムを導入した。2016 年の導入当初は電子申告を行った者のうちスマートフォンによる申告は 12% であったが、2019 賦課年度の確定申告では、約 27% がス

マートフォンを利用して確定申告を行うなど順調に利用率が伸びている<sup>(9)</sup>。

なお、所得税の賦課決定に係る査定状況に関する納税者からの問合せが多かったことから、IRAS は 2017 賦課年度には、査定対象所得が 4 万星ドル（約 320 万円）以下の納税者約 7 万人を対象に、電子申告を送信後、即時で査定税額の通知を行う即時査定通知（Instantaneous NOA）を導入し、2019 賦課年度には、対象者を査定対象所得 10 万星ドル（約 800 万円）以下の納税者 20 万人に拡大している。

#### ヘ API (Application Programming Interface) を活用した利便性の向上<sup>(10)</sup>

IRAS は、会計企業規制庁や会計ソフト開発業者等と協力して、API 技術を活用したより利便性の高い申告システムの開発に取り組んでいる。この取組により開発された会計ソフトを利用すると、会計ソフトから直接、IRAS や会計企業規制庁に税務申告書や財務諸表を提出することが可能になっており、それまで必要だった申告の際に会計ソフトからデータを抽出し、それぞれ別個に申告作業を行うといった手間が省け、利便性の向上につながっている。

#### ト タクシードライバー等に対するみなし経費による簡易申告<sup>(11)</sup>

個人事業主のタクシードライバー等の申告の負担軽減のために 2018 年にみなし経費による簡易申告が導入された。タクシー会社等からの業務委託等を受けているドライバーは、「my Tax Portal」にログインし、請負元から IRAS に提出された運賃収入等に基づき、60% のみなし経費を利用して、簡易な申告をすることが可能となっている。なお、みなし経費控除によらず、実際にかかった経費を控除し、申告することもできるが、2019 賦課年度の確定申告においては、対象となるドライバーのうち約 70% が当該制度を利用し、簡易な申告を利用している。

### (3) 電子的旅行者還付制度 (electronic Tourist Refund Scheme : eTRS<sup>(12)</sup>)

eTRS は、旅行者が、当該制度の登録店から物品を購入した場合、シンガポールを出国する前に、シンガポール国内で物品を購入した際に支払った GST の還付をスムーズにかつ容易に請求できる仕組みで、2011 年に導入された制度である。eTRS では、紙面の免税書類を作成する必要がなく、書面に必要事項を記入する手間が省け、GST の還付手続きの利便性が大幅に上がっている。

eTRS の仕組みとしては、物品の購入時は、GST の還付請求を希望する旅行者が eTRS 登録店でパスポートを提示して購入代金の決済を行うと、物品購入記録が IRAS や税関が運営する共通のプラットフォーム上に記録されるようになっている。また、決済が完了すると、登録店から旅行者に対してインボイスが発行される。

還付請求時は、出国の際に空港に設置の eTRS キオスク端末で、パスポートをスキャンすることにより、全ての購入履歴がキオスク端末に呼び出され、確認が終了すると、還付手続きが無人で完了する（税關にて購入品の検査を受ける場合あり。）

なお、現在は eTRS に加え、民間業者が開発したモバイルアプリを利用する方法が存在する。当該モバイルアプリを利用し、商品購入時にアプリ固有の QR コードを店舗に提示することで、購入者の情報が読み取られ、出国時にもキオスク端末を利用せず、モバイルアプリのみで、還付手続きを完了することができるようになっており、旅行者は空港において有効に時間を活用できるようになっている。

## 3 最新技術の活用

IRAS では、ロボットによる業務自動化 (Robotic Process Automation : RPA) や人工知能 (Artificial Intelligence : AI) などの

最新技術を積極的に導入し、効率的な事務処理や納税者サービスの向上に取り組んでいる。

### (1) 事務処理の自動化<sup>(13)</sup>

IRAS では、これまで職員がマニュアルで行ってきた日常的な事務処理を自動化し、職員の生産性を上げるために RPA を 2017 年に導入した。RPA は、納税者管理やコンプライアンスチェック等の分野から利用が開始され、組織全体で利用できるように人材開発にも力を入れ、徐々に利用できる分野を拡大している。

### (2) AI を活用した質問応答システム「Ask Jamie」

#### イ 概要

「Ask Jamie」とは、AI を活用した質問応答システムで、IRAS に限らず、シンガポール政府全体のチャットボットとして稼働しており、2017 年 6 月に個人所得税の一般的な質問に回答するバーチャルアシスタントとしてスタートしている。2017 年 7 月には、その対象範囲を固定資産税及び印紙税にも広げ、2018 年 5 月には対象税目を法人税及び GST にも拡大し、全税目に対応する質疑応答システムとなっている。

「Ask Jamie」の開発以前、国民から政府機関への問合せ件数は増加傾向にあったが、問合せの多くは容易に回答できる一般的なものであった。こうした背景から、いかにして政府が提供する電子的サービスを国民が利用する機会を増やし、またそのプロセスを自動化するかという目的のもと、「Ask Jamie」は 2014 年に開発された。なお、2017 年 5 月以前は「Ask Jasmine」という名称で運用されていた。

#### ロ 質問・回答の流れ

IRAS のウェブサイト上で「Ask Jamie」をクリックし、起動すると会話ができるよう対話画面が開かれる。まず、初めに自分が質問したい税目を選択する。税目選択後は、現在よく受けている質問が選択肢として表示

されるが、自分の質問したい項目が選択肢にない場合は、実際に質問をタイピングして入力する。例えば、税率について知りたいときは「tax rates」と入力すると、居住者についての税率が知りたいか非居住者についての税率が知りたいか選択肢が提示される。このような形で、複数の回答パターンが検出された場合には、その中から質問に関連性が高い回答を選択するために、質問者へ選択肢を提示しつつ、回答の範囲を狭めていくことにより、質問者は実際の会話のようなやり取りを円滑に継続することができる。

なお、2018年8月からは上記「SingPass」を利用してすることで、個々の納税者の状況に応じた、より個別具体的な質問への回答が可能になっている。例えば、「私の所得税の未払い残高を教えて下さい。」と「Ask Jamie」に質問すると、個人を特定するために、「SingPass」を利用してログインすることを求められる。そこで、「Ask Jamie」の求めに応じて、「SingPass」を利用してログインすると、当該個人の未払税額が表示される仕組みとなっている。このような形で従来は職員が納税者に対して直接回答していた事項について、「Ask Jamie」が代わりに回答することにより、迅速な回答が可能になるとともに、問合せの件数が減り、職員は他の事務に集中することで、組織全体としてより効率的な事務運営が可能になっている。

#### ハ 利用状況

2019年度の利用件数は、390,141件となっており、前年度より、17.6%増加しており、順調に利用件数が伸びている<sup>(14)</sup>。

#### ニ 職員によるライブチャット

IRASでは、「Ask Jamie」では回答できないような複雑な質問を中心に、AIではなく職員がチャットにより回答する、ライブチャットも行っている。利用時間は月曜日から金曜日の8時から17時までとなっているが、「Ask Jamie」とあわせて、来庁者や電話による問

合せを減らす大きな要因になっている。

#### (3) ソーシャルネットワーク分析（Social Network Analysis : SNA）の導入

IRASは、GSTの不正還付等の組織的な不正を検知するために、最新技術を活用して、一般的に人の力では検知することが難しい、個々の取引ではなく、複数の取引や企業、そのネットワークといった、より全体的な構造に着目し、取引全体のリスク評価を行うSNAを2016年に導入している<sup>(15)</sup>。

### Ⅲ コンプライアンス向上のための諸施策

#### (1) 税務調査

税務調査は、「机上調査」、「実地調査」及び「査察調査」の3つに分類される。「机上調査」、「実地調査」は、個人課税部、法人課税部、消費税部、不動産税部の調査担当者が担当し、「査察調査」は、査察・査察情報部が担当している。

IRASは、「Risk-Based Approach<sup>(16)</sup>」に基づき、会社の規模や業種、取引及び税務上の複雑性等を考慮した調査を実施しており、申告書に不明な点、疑問点等がある場合には、書面による質問状をTax Agent（会計事務所等の税務代理人）に送付し、その後書面でのやりとりによる調査が行われる。

「Risk-Based Approach」では、およそ9割の法人が複雑な税務事項がない法人としてグループ分けされている。シンガポールの税法は日本に比べてシンプルであるから計算誤り等が少なく、加えて、全てのシンガポール法人等に原則として会計監査が義務付けられていること等の理由から、日本と比較し、納税者の事務所に臨場して行う、実地調査の件数は非常に少なく、「机上調査」で調査が完結する場合が多くなっている。

「実地調査」に切り替えられた場合には、①調査日時、税目、対象期間、確認書類を納税者に通知、②資料の提出又は出頭を求める、帳簿調査を行い、必要があれば2名から4名

の職員が事務所等に臨場する、③調査終了時に非違事項を伝達し、改訂賦課決定通知書（Notice of Additional / Amended Assessment）が発行されるという流れになっている。なお、調査対象者は、査定額に不服がある場合は、賦課決定通知書の日付から30日以内に不服申立書を提出することができる。

「検察調査」は、脱税が想定される悪質な納税者に対し無予告で実施され、事業所以外にも居宅や税務代理人事務所、取引先等の第

三者に対しても同時に行われる可能性がある。また、各税部門が着手した一般調査であっても、多額の脱税が見込まれるケースは、検察に引き継がれ、強制調査に切り替えられる。なお、コンプライアンス意識向上のため、告発事案については、その概要を随時 IRAS のウェブサイトに公表している。

なお、調査件数、追徴税額（所得税・消費税）は以下のとおりとなっている<sup>(17)</sup>。

調査件数・追徴税額(個人・法人所得税・GST・検察の推移)

財務年度		15/16	16/17	17/18	18/19	19/20
個人所得税	追徴税額	49,525	45,307	40,111	51,483	77,598
	検査件数	4,013	3,796	4,071	3,958	3,499
法人所得税	追徴税額	131,534	96,605	89,334	103,814	109,316
	検査件数	4,115	3,597	3,554	3,043	3,378
GST	追徴税額	211,590	168,821	219,544	195,839	179,822
	検査件数	3,201	3,113	2,858	3,145	2,825
検察	追徴税額	18,545	20,869	35,371	37,528	76,814
	検査件数	121	120	243	155	141

(注1) 各年度は、財務年度を示し、各年4月1日から翌年3月31日までをいう。

例: 19/20とは、2019年4月1日から2020年3月31日をいう。

(注2) 追徴税額は、千星ドル。

## (2) 調査重点項目

IRAS は、納税者の規模や業種、取引や税務上の複雑性を考慮して「Risk-Based Approach」で税務調査を行うとともに、無作為抽出による調査も行っている。

現在は、主に法人の納税者を対象として、①期限内申告がされていない者、②所得ごとに複数の税率を適用している者、③グループ法人税制を利用してグループ内で損失の控除等をしている者、④海外からの配当金の受け取りがある者（免税の要件をみたしていない者）等を重点的に調査している旨公表している<sup>(18)</sup>。また、これにあわせて今後の調査重点業種として、ホテル業、リース業、リフォーム業者、葬式業者を選定し、その他、資産の売買や私的経費を経費計上している者を重点的に調査する旨公表し、自主的な見直しと修正申告を促している。

また、これとは別に GST の、ミッシング・トレーダー（事業者失踪型）不正還付スキームについては、悪質性が高いとして特に重点的に調査している旨公表している<sup>(19)</sup>。

## (3) 自主開示制度（Voluntary Disclosure Programme<sup>(20)</sup>）

シンガポールにおいて、調査における加算税の率は非常に高く、故意・過失のない軽微な誤りによる過少申告であっても増差本税の100%、脱税の意図をもって所得隠しをした場合には、増差本税の300%に加え、罰金・禁固刑等の刑事罰、重大な詐欺的脱税の場合には、増差本税の400%に加え、罰金・禁固刑等が科せられる。

そこで、2009年3月期に自主的開示による加算税減免制度（Voluntary Disclosure Programme）が導入された。当該制度は、納税者が過少申告等について、自主的に税務當

局に申し出た場合、加算税を減免するものである。

対象税目は、個人・法人所得税（源泉所得税を含む）、消費税及び印紙税である。制度導入当初は、過失・誤りにより生じた漏れ

のみに適用されていたが、2013 賦課年度から脱税の場合にも自主開示できるよう対象が拡大された。

制度の具体的な要件及び効果は下表のとおりである。

要件	加算税
申告期限から 1 年以内に自主開示	0%
申告期限から 1 年後以降に自主開示	個人・法人所得税：1 年につき 5%（例：1 年後 5% × 1 年、2 年後 5% × 2 年、3 年後 5% × 3 年） GST 及び源泉所得：未納付税額の 5%
脱税を自主開示	一定の条件を満たした場合には、罰金と懲役が免除され、かつ加算税は 200% に軽減される。

#### (4) 事前照会制度（Advance Ruling<sup>(21)</sup>）

事前照会制度は、税法の解釈の確認が必要と思われる取引について、その取り扱いを事前に納税者が IRAS に書面で確認することができる制度であり、個人・法人所得税については 2006 年より、GST については 2007 年に導入されている。

事前照会制度を利用するには、IRAS に申請費等の費用を支払う必要があるが、特定の取引等の税務上の取り扱いを事前に明確にすることが可能になっている。

なお、シンガポール以外の国の法律の解釈を含むものの取り扱いに関する照会等一定の場合には、IRAS から回答を得られない可能性がある。

#### (5) GST 申告の自己査定制度

##### イ 制度導入の背景

シンガポールにおいて、徴税額のうち GST が占める割合は近年約 20% で推移しており、所得税、法人税とともに重要な税収源となっている。一方で、GST の調査における追徴税額は所得税や法人所得税のそれらに比して大きくなってしまっており、コンプライアンスレベルが十分でない状況にあった。そこで、IRAS は、コーポレートガバナンスの一環として、納税者の GST に係るリスク管理体制の強化を支

援する目的でまず、GST の自己診断キット（Assisted Self-Help Kit : ASK）を導入し、続けて 2011 年にはコンプライアンス支援保証プログラム（Assisted Compliance Assurance Programme : ACAP）を導入した。  
□ ASK<sup>(22)</sup>

ASK は、GST 課税事業者のコンプライアンス管理の効率化を支援するために導入された自己診断キットで、IRAS の HP 上で提供されている。事業者が自ら GST 申告の適切性を効果的に評価し、管理することを目的としており、特に新規の GST 登録事業者に対して、活用を促している。ASK には、以下の 3 つの目的とそれに応じたセクションがあり、企業は個別に、または 3 つ全てを実施することが可能である。

##### ① GST 実務レベルの向上

正確な申告を目的に、人材育成、正確な会計記録及び適正なシステムや内部統制等を確立し、GST の申告実務体制を確保すること。

##### ② 申告前の自己チェック

申告前に確認すべき誤りやすい事項がチェックリスト形式で提供されており、事前確認を行うことにより申告誤りを未然に防止すること。

### ③ 過去の申告書の年次評価

過去の申告誤りを早期に発見し、過年度 GST 申告書の年次評価を行い、加算税等の支払等が発生しないようにすること。

ASK 導入の利点としては、ASK を通じて GST が求める記録管理が理解できること、申告前のチェックによりリスクを減らすこと、過去の申告の誤りを早期に発見し、前述の自主開示制度等により、罰則を減免できること等が挙げられる。

なお、ASK の導入は、企業の任意であるが、2013 年より一定の GST の優遇税制の申請や更新を行う事業者は、ASK を利用して自己診断を行い、診断結果を IRAS へ申告することが求められるようになっている。

### ハ ACAP<sup>(23)</sup>

ACAP はコーポレートガバナンスの一部を構成している企業の GST に関するリスク管理の強化を支援するコンプライアンス保証支援プログラムで、ACAP の導入により、企業は事業体・取引・申告の 3 つのレベル全体において、効果的な内部統制が整備及び運用されるように設計されている。IRAS は、企業が ACAP を通じて、事業体レベルでは役員等が GST の重要事項等に関与及び監視し、取引レベルでは課税区分の適切な区別を行うこと、申告レベルではデータの正確な抽出及び集計を行うこと等により、適切なリスク管理体制が企業のシステムに内包されることを期待している。

ACAP への参加は任意であるが、複雑な構造や膨大な取引量を有し、コーポレートガバナンスの一環として、税務リスクマネジメントを重視する企業等が導入に適しており、ASK に比べやや大規模法人向けの制度といえる。

なお、ACAP に参加するには、①事業体・取引・申告の各レベルにおいて、GST に関する管理体制が既に構築されていること、②直近の財務諸表において無限定適正意見が出て

いること、③3 年以上の GST 登録事業者であること、④参加申請時点で税務調査中でないこと、⑤GST に加え、所得税、固定資産税、関税についても過去に重大な違反等なく、滞納がないこと、⑥必要な資格を有している ACAP 評価者がレビューの実施に参加することの、6 つの要件が求められる。

一定のコンプライアンスレベルを満たした企業は、IRAS から 5 年間の「ACAP プレミアム」又は 3 年間の「ACAP メリット」のステータスが付与され、ステータスの保有期間中は、①申告書に重大な異常がない限り調査が軽減される、②GST の早期還付、③専門チームが GST の裁定や問題解決にすみやかに対応、④適用している GST 優遇税制の自動更新といった特典が与えられる。

なお、ACAP は、2011 年の導入以来、様々な業種の 800 以上の事業者が参加を申請しており、また、参加した企業の 9 割以上が更新手続きを行っており、GST 課税事業者のコンプライアンス体制を構築する制度として、着実に定着してきている。

## (6) 外国人労働者納税清算制度<sup>(24)</sup>及び渡航規制

シンガポールでは総人口に占める外国人の割合が 3 割を超えており、税収を確保するために外国人労働者がシンガポールを離れる前に申告・納税がきちんと完結する仕組みが重要なになっており、所得税法に外国人労働者納税清算制度及び渡航規制に係る条項が定められている。

当該規定のもと雇用者は、外国人労働者がシンガポールを離れる一か月前までに、当該外国人労働者の帰国時用の申告書（Form IR21）を IRAS に提出し、従業員に代わり、納税することが求められている。そのため、雇用者は、30 日間または納税完結のいずれか短い期間まで、その者の最後の給与の支払いを行うことができない仕組みとなっている。IRAS から、賦課決定通知書が発行されると

雇用者は差し止めていた給与等から所得税を納付する。なお、差し止めていた金額が所得税額に満たない場合には、外国人労働者は残りの金額を出国時までに納付しなければならない。また、給与の差止めを怠り、外国人労働者の納税が完結しなかった場合は、雇用者に当該未納税額の支払義務が生じる旨の定めも規定されており、外国人労働者の納税を担保する制度設計がなされている。

また、これとは別に所得税法の規定により、徴税官が、滞納者が未納税額を全額納めずにシンガポールを離れる恐れがあると判断した場合には、IRAS から出入国管理局等に通知し、出国を規制する規定も設けられている。

## IV 國際課税

### (1) 租税条約に基づく情報交換

#### イ 概要及び変遷

近年の経済活動の一層のグローバル化に伴い、国際取引や資産の海外への移転が増加しており、OECD 等を中心に国際的な租税回避行為等に対処するため、各国税務当局間での協力関係の強化が一層進められている。とりわけ、租税条約に基づく情報交換制度は、多国間取引等における税の透明性を高めるために重要な制度となっている。

シンガポールは、2010 年に成立した改正所得税法において、情報交換に関する OECD の基準が求める、①金融機関が所有する情報を提供すること、②自国の課税目的に必要のない場合であっても情報を入手して外国税務当局に提供することを可能にする規定を盛り込み、国内法を整備するとともに、OECD 基準に即した情報交換規定の署名を次々と行い、実効的な租税条約のネットワークを拡大している。

2013 年 5 月には、シンガポール政府はクロスボーダー取引を利用した租税回避等の防止に向けた国際協力の枠組みをさらに強化する措置を講じると発表した<sup>(25)</sup>。当該取組の一

環として、既存の二国間租税条約を改正することなくその締約国と情報交換を行うことを発表し、2013 年 5 月に税務行政執行条約へ署名した。これにより、情報交換の相手国・地域をその時点の 41 から 83 に大幅に増加させている。さらに、2013 年 11 月に国内法を改正し、銀行法及び信託会社法の機密規定により保護されている情報を、IRAS は裁判所の命令なしに他国の要望に応じて、入手することが可能となり、情報交換の手続きが簡素化された。

2017 年 6 月には多国間条約である「BEPS 防止措置実施条約」に署名し、BEPS 防止にも積極的にコミットする姿勢を表明している。

また、2018 年には、OECD の主催する「税の透明性及び税務目的の情報交換に関するグローバルフォーラム」により、要請に基づく情報交換におけるシンガポールの体制は、国際的な税の透明性の基準に従っているとして、最高レベルの評価を受けている<sup>(26)</sup>。

#### ロ 共通報告基準<sup>(27)</sup>

共通報告基準（Common Reporting Standard : CRS）とは、外国の金融機関等を利用した脱税や租税回避を防止するため、OECD において公表された非居住者に係る金融機関口座情報を税務当局間で自動的に交換するための国際基準である。

シンガポールにおいて、金融機関等は、各年終了後翌年 3 月末までに、「my Tax Portal」を利用して、オンラインにより、所定のデータ形式で CRS の対象となる口座情報を提出することとなっており、書面による提出は認められていない。交換される情報は、①氏名、住所及び居住地、②口座番号、③年末の口座残高、④利子等の年間受取額などである。金融機関等から IRAS に提出された情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、口座所有者の居住地国の税務当局に情報提供される。なお、IRAS は、2019 年度は 63 カ国に対して CRS 情報を提供したと発表している<sup>(28)</sup>。

## ハ 国別報告書<sup>(29)</sup>

国別報告書（Country by Country Report : CbCR）の自動的情報交換は、OECD の BEPS プロジェクトの勧告（行動 13「多国籍企業情報の文書化」）に基づくものであり、多国籍企業グループにおける、移転価格や BEPS 上のリスクを評価するために導入されたものである。

シンガポールにおいては、2017 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度から、グループ全体の連結売上額が 11 億 2,500 万星ドル（約 900 億円）以上の多国籍企業グループの最上位親会社で、少なくとも 1 カ国以上の海外事業を行っているシンガポール居住法人に対して、国別報告書の提出が義務付けられた。国別報告書には、関連会社の所在する国ごとに、売上金額、税引前所得、税額及び資本金等の情報を記載し、事業年度終了の日から 12 か月以内に IRAS に提出する必要がある。

なお、IRAS は、2018 事業年度分については、49 のシンガポール所在の多国籍企業の国別報告書を 40 カ国に対して提供したと発表している。

### （2）移転価格税制

シンガポールにおいては、2006 年 2 月に移転価格ガイドラインが公表されて以降、関連者間の金銭貸借や事前確認制度に関するガイドラインが別途追加されてきたが、2015 年 1 月に既存のガイドラインを集約した包括的なガイドラインが発表された。このガイドラインは、OECD のガイドラインに準拠したもので、その導入により、移転価格同時文書化を義務付けるものとなっている。

2018 年 2 月には、所得税法の改正（独立企業間原則の明確化、移転価格調整額に対するサーチャージの導入等）及び文書化について定めた、所得税規則（Income Tax (Transfer Pricing Documentation) Rules 2018）の公表に伴い、その内容を反映した移転価格ガイドライン改訂版（第 5 版）<sup>(30)</sup>が公表されている。

なお、2018 賦課年度からは、関連者間取引の合計金額が 1,500 万星ドル（約 12 億円）を超えた場合には、申告書の一部として、関連者間取引の開示フォーム（RPT Form）の作成が要求されるようになっている。

また、近年は、IRAS が関連者間取引の金額や知的財産の使用等の状況からリスクを算定し、選定した一定の納税者に対して、移転価格文書の整備状況、使用している移転価格算定方法の妥当性等を確認する移転価格コンサルテーション（Transfer Pricing Consultation）の実施件数が増加傾向にある。

### （3）国境を越えたサービス等の供給に係る GST 課税<sup>(31)</sup>

GST は、シンガポール国内における商品やサービスの消費に対して課される税である。従前は、シンガポール国内で事業を行っていない事業者（以下「国外事業者」という）がシンガポールの消費者に対して提供するデジタルサービス（映画、音楽、モバイルアプリ等）やその他のサービス（専門家等によるコンサルティング等）の供給については、GST の課税対象外となっていたなかった。一方で、シンガポール国内で事業を行っている事業者（以下「国内事業者」という）がシンガポールの消費者に対して行う同様のデジタルサービス及びその他サービスの供給については、GST の課税対象となっており、同じシンガポール国内での消費されるサービスに係る GST の取り扱いが異なっており、均衡が保たれていたなかった。そこで、公平な課税を行うことを目的として、2020 年施行の GST 法の改正において、B to B の輸入サービス（GST 登録事業者に対して行われるサービス）には、「リバースチャージ制度」、B to C のデジタルサービス（GST 登録事業者ではない者に対して行われるサービス）の輸入には、「国外事業者による GST 登録制度」が導入され、国外事業者がシンガポール国内の消費者にサービスの提供を行う場合にも GST が課税され

ることとなった。

「リバースチャージ制度」とは、役務の提供を行った国外事業者の代わりに役務の提供を受けた国内事業者がその役務提供に係るGSTを申告・納付する制度である。なお、現在制度の適用対象は、①GSTの非課税取引が多く、Input Tax（仮払GST）について全額控除できないGST登録事業者、②事業性のない資金を受領するチャリティ団体等に限られており、他の事業者にはリバースチャージ制度は適用されない。

また、「国外事業者によるGST登録制度」の下、2020年1月から、①年間の全世界売上額が100万星ドル（約8千万円）を超える、かつ、②シンガポール国内の消費者に対して年間10万星ドル（約800万円）を超える電子的なサービスの売上高がある国外事業者は、シンガポールにおいてGST登録を行い、シンガポールの消費者に対するデジタルサービスの供給に係るGSTを申告・納税することとなっている。なお、当該制度の対象となるサービスは原則として全てのデジタルサービスであり、ダウンロードデジタルコンテンツ（モバイルアプリ、電子書籍、映画等）、オンライン購読メディア（ニュース、雑誌、ストリーミングのTV番組等）、ソフトウェアプログラム、電子データ管理（ウェブサイトの運営、クラウドデータの管理等）等が含まれるが、一方で、デジタルサービスを「その性質として人的介入の全くない、あるいは、最小限の介入によりITにより自動的に提供されるサービス」としていることから、例えば、弁護士等がEメールによって提供する法的アドバイス等は、制度の対象となるデジタルサービスには含まれないものとされている。

## V おわりに

近年、世界中のあらゆる分野においてICTやAI等の最新技術が活用され、また、その進歩はとどまるところを知らない。シンガポ

ールは、国土が狭く、また天然資源等に恵まれない国であることから、常に強い危機意識を持ちながら、自国の価値を高める取り組みを行ってきた。中でも、古くから人を最大の資源として、国民の教育に力を入れており、国際的な学力テストでも各科目で常に上位に位置している。また、近年はスマートネーション構想のもと、民間はもちろん、行政のデジタル化にも非常に力を入れてきている。シンガポールは都市国家であり、コンパクトな政府であることから、意思決定もトップダウンで迅速に進められ、新たな政策や法律をすぐに取り入れ、うまくいかない場合にはやめるという柔軟な対応をしている印象を受ける。シンガポールと我が国では、人口や国土の広さ、文化等多くの面で異なるが、一方で、シンガポールにおいても我が国同様に少子高齢化が進んでおり、限られた予算や人的資源を効率的に生かすことが求められている。それは、税務の場においても同様であり、IRASも限られたリソースの下で、効率的な税務行政を行うため、積極的にICT等を活用しており、我が国の参考となる部分也非常に多いことから、今後もこうしたシンガポールの取組を注視ていきたい。

また、シンガポールに住む人の多くは親日家で、街には日本製の製品や日本食のお店が溢れている。こうした良好な関係は、税務の分野においても同様で、シンガポールと日本の税務当局間では、租税条約に基づく情報交換、相互協議等に加え、その他国際協力の分野でも活発な意見交換が行われている。今後両当局間の友好関係がますます発展することを期待しつつ本稿を了したい。

---

<sup>(1)</sup> IRAS, “Organisation Structure”.

(<https://www.iras.gov.sg/irashome/About-Us/Our-Organisation/Organisation-Structure/>)に基づき作成した。

- (2) GST とは、物品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税であり、日本の消費税に相当する。
- (3) IRAS, “Annual Report 2019-20”, p.15.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (4) Smart Nation SINGAPORE, “Strategic National Projects”.  
 [\(https://www.smartnation.gov.sg/what-is-smart-nation/initiatives/Strategic-National-Projects\)](https://www.smartnation.gov.sg/what-is-smart-nation/initiatives/Strategic-National-Projects) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (5) GOVTECH, “Digital Government Blueprint”.  
 [\(https://www.tech.gov.sg/files/digital-transformations/dgb\\_booklet\\_june2018.pdf\)](https://www.tech.gov.sg/files/digital-transformations/dgb_booklet_june2018.pdf) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (6) IRAS, “Auto-Inclusion Scheme (AIS) for Employment Income”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Employers/Auto-Inclusion-Scheme--AIS--for-Employment-Income/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Employers/Auto-Inclusion-Scheme--AIS--for-Employment-Income/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (7) IRAS, “No-Filing Service (NFS)”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Filing-your-taxes/Individuals-Required-to-File-Tax/No-Filing-Service--NFS/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Individuals/Locals/Filing-your-taxes/Individuals-Required-to-File-Tax/No-Filing-Service--NFS-/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (8) IRAS, “Overview of Form C-S/ C”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Filing-Taxes--Form-C-S-Form-C-O-verview-of-Form-C-S-/C/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Filing-Taxes--Form-C-S-Form-C-O-verview-of-Form-C-S-/C/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (9) IRAS, “Annual Report 2018-19”. p.6.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual\\_Reports/Past\\_Annual\\_Reports/IRAS%20Annual%20Report%20FY201819%20\(1\).pdf\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual_Reports/Past_Annual_Reports/IRAS%20Annual%20Report%20FY201819%20(1).pdf) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (10) IRAS, “Annual Report 2019-20, p.7.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (11) IRAS, “Taxi and Private Hire Car Drivers: Take a backseat and Let IRAS pre-fill your tax deduction!”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches)

- s/Media-Releases/2019/Taxi-and-Private-Hire-Car-Drivers--Take-a-back-seat-and-let-IRAS-pre-fill-your-tax-deduction/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (12) IRAS, “Tourist Refund Scheme”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/Consumers/Tourist-Refund-Scheme/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/Consumers/Tourist-Refund-Scheme/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (13) IRAS, “Annual Report 2017-18”, p.10.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual\\_Reports/IRAS%20Annual%20Report%20201718\(1\).pdf\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual_Reports/IRAS%20Annual%20Report%20201718(1).pdf) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (14) IRAS, “Annual Report 2019-20”, p.18.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (15) IRAS, “Annual Report 2016-17”, p.12.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual\\_Reports/IRAS%20Annual%20Report%202016-17\\_final.pdf\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/Annual_Reports/IRAS%20Annual%20Report%202016-17_final.pdf) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (16) IRAS, “Tax Assessment Process”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Getting-the-Notice-of-Assessment-After-Filing/Tax-Assessment-Process/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Getting-the-Notice-of-Assessment-After-Filing/Tax-Assessment-Process/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (17) Tax Statistics, “Tax and Penalty Arising from Audit, Annual”, “Tax and Penalty Arising from Investigation, Annual”.  
 [\(https://data.gov.sg/organization/inland-revenue-authority-of-singapore\)](https://data.gov.sg/organization/inland-revenue-authority-of-singapore)に基づき作成。
- (18) IRAS, “Getting Companies to Comply”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Getting-it-right/Getting-Companies-to-Comply/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Getting-it-right/Getting-Companies-to-Comply/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (19) IRAS, “Current Area of Focus for Audits”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Audits-by-IRAS/Current-Area-of-Focus-for-Audits/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Audits-by-IRAS/Current-Area-of-Focus-for-Audits/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。
- (20) IRAS, “IRAS’ Voluntary Disclosure Programme”.  
 [\(https://www.iras.gov.sg/irashome/About-Us/Taxes-in-Singapore/Helping-and-Encouraging-Co\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/About-Us/Taxes-in-Singapore/Helping-and-Encouraging-Co)

mpliance/IRAS--Voluntary-Disclosure-Programme) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。

(21) IRAS, “About Income Tax Advance Ruling”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Specific-topics/Advance-ruling-system-for-income-tax/About-Income-Tax-Advance-Ruling/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Companies/Working-out-Corporate-Income-Taxes/Specific-topics/Advance-ruling-system-for-income-tax/About-Income-Tax-Advance-Ruling/) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。

(22) IRAS, “Assisted Self-help Kit (ASK)”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Voluntary-Compliance-Initiatives/Assisted-Self-help-Kit-ASK-/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Voluntary-Compliance-Initiatives/Assisted-Self-help-Kit-ASK-/)

(23) IRAS, “Assisted Compliance Assurance Programme (ACAP)”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Voluntary-Compliance-Initiatives/Assisted-Compliance-Assurance-Programme--ACAP-/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/Getting-it-right/Voluntary-Compliance-Initiatives/Assisted-Compliance-Assurance-Programme--ACAP-/)

(24) IRAS, “Tax Clearance for Employees”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Employers/Tax-Clearance-for-Foreign-SPR-Employees/Tax-Clearance-for-Employees/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/Businesses/Employers/Tax-Clearance-for-Foreign-SPR-Employees/Tax-Clearance-for-Employees/)

(25) IRAS, “Singapore to Significantly Strengthen Framework for International Tax Cooperation”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches/Media-Releases/2013/Singapore-to-Significantly-Strengthen-Framework-for-International-Tax-Cooperation/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches/Media-Releases/2013/Singapore-to-Significantly-Strengthen-Framework-for-International-Tax-Cooperation/)

(26) IRAS, Singapore Rated Overall Compliant with International Standards on Exchange of Information”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches/Media-Releases/2018/Singapore-Rated-Overall-Compliant-with-International-Standards-on-Exchange-of-Information/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/News-and-Events/Newsroom/Media-Releases-and-Speeches/Media-Releases/2018/Singapore-Rated-Overall-Compliant-with-International-Standards-on-Exchange-of-Information/)

(27) IRAS, “Common Reporting Standard”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Quick-Links/\)](https://www.iras.gov.sg/irashome/Quick-Links/)

International-Tax/Common-Reporting-Standards) (令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧)。

(28) IRAS, “Annual Report FY2019/20”, p.2.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/Annual-Reports/)

(29) IRAS, “Country-by-Country Reporting (CbCR)”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/Quick-Links/International-Tax/Country-by-Country-Reporting--CbCR-/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/Quick-Links/International-Tax/Country-by-Country-Reporting--CbCR-/)

(30) IRAS, “IRAS, e-Tax Guide Transfer Pricing Guidelines (Fifth Edition)”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax\\_Guides/etaxguide\\_Income%20Tax\\_Transfer%20Pricing%20Guidelines\\_5th.pdf\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/uploadedFiles/IRASHome/e-Tax_Guides/etaxguide_Income%20Tax_Transfer%20Pricing%20Guidelines_5th.pdf)

(31) IRAS, “GST on Imported Services”.  
[\(https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/GST-and-Digital-Economy/GST-on-Imported-Services/\) \(令和 3 年 3 月 22 日最終閲覧\)。](https://www.iras.gov.sg/irashome/GST/GST-registered-businesses/GST-and-Digital-Economy/GST-on-Imported-Services/)